

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月1日

石川町長 加納 武夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

石川町（全域）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年 3月 1日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	10 経営体
個人	99 経営体
集落営農等（任意組織）	13 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・機械・施設の共同利用、農地集積により、担い手、生産組織の育成を図りながら、良質な米の生産振興と飼料作物及び大豆の栽培面積の拡大と品質向上による水田農業の確立を図る。
- ・野菜、花き等の施設園芸作物との複合経営の確立により、園芸作物の産地化とブランド化を図る。
- ・有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる環境保全型農業を進め、安全・安心な農産物の生産を図る。